



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200 円

## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*40 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
  - \*41 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅環境課)
- 人事委員会規則
  - \*26 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 告示
  - \*504 和歌山県表彰規程の一部を改正する規程 (文化国際課)
  - 505 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱 (情報政策課)
  - 506 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 507 新道路の供用開始等 ( " )
  - 508 道路の区域変更 ( " )
  - 509 新道路の供用開始等 ( " )
  - 510 道路の区域変更 ( " )
  - 511 新道路の供用開始等 ( " )
- 訓令
  - \*19 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課)
  - \*20 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

## 規 則

### 和歌山県規則第40号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則  
和歌山県社会福祉審議会規則 (平成12年和歌山県規則第51号) の一部を次のように改正する。

第12条中「環境生活部共生推進局青少年課」を「環境生活部県民局青少年・男女共同参画課」に改める。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第41号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第80号) の一部を次のように改正する。

第4条中「特定公共賃貸住宅の申込みの時に県営住宅の家賃及び割増賃料を滞納していない者」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 特定公共賃貸住宅の申込みの時に県営住宅の家賃を滞納していない者

(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) でない者

第16条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第19条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の特定公共賃貸住宅入居承認申請書の提出があった場合において、引き続き当該特定公共賃貸住宅に居住を希望する者 (同居する者を含む。) が暴力団員であるときは、これを承認してはならない。

別記第1号様式中「なお、現在和歌山県営住宅の家賃及

「 なお、  
び割増賃料についての未納はありません。」を む。) が  
号に規定

現在和歌山県営住宅の家賃についての未納はありません。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議

また、申込者 (同居人を含む) 年法律第77号) 第2条第6号に、「殿」を「様」に改めないことを誓約します。」

る。

別記第3号様式から別記第5号様式までの様式及び別記第

7号様式から別記第11号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

別記第12号様式中「殿」を「様」に、「 下記のとおり、理条例施行規則

特定公共賃貸住宅に同居させたいので和歌山県特定公共賃貸第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

住宅設置及び管 「 下記のとおり、特定公共賃貸住宅理条例施行規則（平成7年和歌山県添えて申請します。 ）」を なお、申請者（同居させようとするする法律（平成3年法律第77号）第きは、速やかに特定公共賃貸住宅を

に同居させたいので和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管規則第80号）第16条第1項の規定により、関係書類を

者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したと明け渡すことを誓約します。」

に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第15号様式中「殿」を「様」に、「 下記のとおり、賃住宅設置及び

特定公共賃貸住宅の入居者の地位の承継を受けたいので管理条例施行規則第19条第1項の規定により、関係書類を

和歌山県特定公共賃 添えて申請します。」を 「 下記のとおり、特定公共賃賃住宅設置及び管理条例施行より、関係書類を添えて申請添えて申請します。」を なお、申請者（同居させよする法律（平成3年法律第77きは、速やかに特定公共賃賃

賃住宅の入居者の地位の承継を受けたいので和歌山県特定規則（平成7年和歌山県規則第80号）第19条第1項のします。

うとする者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明住宅を明け渡すことを誓約します。

公共賃規定に

等に関に改める。したと

」

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第26号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（総務課の任務及び所掌事務）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

総務課は、優秀な県職員の確保を図るとともに、適正な人事行政が行われるよう勧告及び助言を行い、能力及び実績等に基づく人事管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

第3条第22号を次のように改める。

(22) その他任務の達成に必要なこと。

第4条に見出しとして「（職員課の任務及び所掌事務）」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員課は、社会経済情勢に適応した適正な勤務条件の実現並びに公正で透明な人事管理の確保及び推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

第4条に次の1号を加える。

(15) その他任務の達成に必要なこと。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第504号

和歌山県文化表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県文化表彰規程の一部を改正する規程

和歌山県文化表彰規程（昭和45年和歌山県告示第757号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第5号を削り、同条第4項中「県民の文化の向上に寄与した者」を「将来一層の活躍が期待できる者」に改め、同条第5項及び第6項を削る。

第3条ただし書を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第505号

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報システムの契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

第3条を削る。

第4条中「第9条」を「第8条」に改め、同条第4号中「営業」を「事業又は営業（以下「事業等」という。）」に改め、同条第5号中「営業」を「事業等」に、「2年」を「1年」に改め、同条第6号中「もの」を「者」に改め、同条第7号中「資格審査基準日の属する事業年度の直前の2事業年度の間」を「申請日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）以前の2年間に改め、同条に次の2号を加える。

(8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

(9) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者

第4条を第3条とする。

第5条第5号中「直近2箇年分」を「直近1年分」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 役員等報告書（別記第4号様式の2）

第5条を第4条とする。

第6条中「和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課」を「和歌山県企画部企画政策局情報政策課」に改め、同条第1項第1号中「（ただし、平成16年度における提出期間は、平成17年1月4日（火）から平成17年1月24日（月）までとする。）」を削り、同条第2項中「一般競争入札による契約が見込まれるときは、前項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が当該一般競争入札への参加を希望する場合は」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第5条」を「第4条」に改め、同条第1号中「事業の経営状況」を「事業等の経営状況」に改め、同条ア中「営業年数」を「事業等の年数」に改め、同条第2号中「審

査基準日の属する事業年度の直前の2事業年度」を「審査基準日以前の2年間に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1号中「第4条」を「第3条」に、「営業」を「事業等」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1号中「営業」を「事業等」に改め、同条第2号中「営業規模」を「事業等の規模」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 役員等を変更したとき。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条第1項各号列記以外の部分中「営業」を「事業等」に改め、同項第3号中「事業」を「営業」に改め、同項第4号中「場合おける」を「場合における」に改め、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別記第1号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第4条関係)

事業経歴書

1 会社概要

(ふりがな) 名 称			
設立 (創業) 年月	現組織への変更年月	営 業 年 数	決 算 月
システムインテグレータ企業登録	登録年月日		
特定システムオペレーション企業認定	登録年月日		
安全対策実施事業所認定	登録年月日		
情報セキュリティ等マネジメント適合性評価制度認定	登録年月日		
国際標準化機構認証登録 (ISO9001)	登録年月日		
国際標準化機構認証登録 (ISO14001)	登録年月日		
プライバシーマーク使用承諾	登録年月日		
その他の認証取得 ( ) ( )			

2 和歌山県と取引を行う支社、支店、営業所等 (※ 取引権限を委任する場合に記載)

所在地			
商号又は名称			
代表者職氏名			
郵便番号	〒		
電話番号		FAX番号	

## 3 従業員数

従業員の内訳		合計	うち県内
技術関係職員		人	人
(技術関係職員のうち経済産業省認定情報処理技術者の数)	システムアナリスト	( 人)	( 人)
	プロジェクトマネージャー	( 人)	( 人)
	アプリケーションエンジニア	( 人)	( 人)
	ソフトウェア開発技術者 (旧第一種情報処理技術者を含む)	( 人)	( 人)
	テクニカルエンジニア[ネットワーク] (旧ネットワークスペシャリストを含む)	( 人)	( 人)
	テクニカルエンジニア[データベース] (旧データベーススペシャリストを含む)	( 人)	( 人)
	テクニカルエンジニア[システム管理] (旧システム運用管理エンジニアを含む)	( 人)	( 人)
	テクニカルエンジニア (エンベデッドシステム)	( 人)	( 人)
	情報セキュリティアドミニストレータ	( 人)	( 人)
	上級システムアドミニストレータ	( 人)	( 人)
	初級システムアドミニストレータ	( 人)	( 人)
	基本情報技術者 (旧第二種情報処理技術者を含む)	( 人)	( 人)
	システム監査技術者	( 人)	( 人)
営業関係職員		人	人
事務関係職員		人	人
従業員合計		人	人

※ 技術関係職員のうち、同一人物が複数の資格を有する場合は該当する資格すべてに計上してください。

4 財務状況

(1) 資本の状況

決算資本額	区分	直前決算時	余剰(欠損)金処分	決算後増減額	合計
	払込資本金	千円		千円	千円
	準備金・積立金	千円	千円	千円	千円
	繰越(欠損)金		千円		千円
	計	千円	千円	千円	千円

(2) 売上高、流動比率

売上高	直前の営業年度		流動比率	流動資産①	流動負債②	[①/②] %
	年	月から		千円	千円	%
	年	月まで				
	千円					

5 情報システム開発の実績

	契約相手方	契約年月日	該当する業務区分	契約金額 (千円)
和歌山県				
県内市町村				
その他				

※ 過去2カ年で主なものの実績を記載してください。

※ 資格審査を希望する業務区分 (1 システム分析、開発 2 システム運用管理 3 ホームページ作成・運用 4 データ処理 5 ハードウェア保守 6 コンピュータ研修) について1件以上記入してください。

別記第3号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。  
別記第4号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、  
同様式の次に次の1様式を加える。





別記第5号様式中「第9条関係」を「第8条関係」に、「和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課」を「和歌山県企画部企画政策局情報政策課」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第11条関係)

競争入札参加資格審査申請事項変更届

年 月 日

和歌山県知事様

所在地

商号又は名称

社印

代表者職氏名

実印

下記のとおり変更  
 しました  
 したのでお届けします。  
 したい

記

変 更 前		変 更 後	
記号	変 更 事 項	添 付 書 類	変更年月日
	商号又は名称	登記事項証明書	
	代表者	登記事項証明書	
	所在地	登記事項証明書	
	登記印鑑 (実印)	印鑑証明書	
	使用印鑑		
	代理人	委任状	
	代理人所在地	委任状	
	代理人印鑑	委任状	
	委任事項	委任状	
	資本金	登記事項証明書	
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
	登録、免許、許可等	資格証明書等・当該証明書等	
	役員等	役員等報告書	

- 注) 1 記号欄には、変更箇所には○印を付けること。  
 2 変更事項が商号又は名称のときは、フリガナを付すこと。  
 3 上記証明書類については原本または原本証明して提出すること。

別記第7号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に、「資格継承」を「資格承継」に改める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**和歌山県告示第506号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字楠本2026番2地先から同町大字楠本2031番地先まで	旧	3.50 } 7.60	99.40	
同上	新	6.90 } 10.80	99.40	

**和歌山県告示第507号**

平成20年和歌山県告示第506号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第508号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 海南吉備線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字賢字大久保79番1地先から同町大字賢字大久保80番	旧	4.30 } 4.80	51.30	

4地先まで				
同上	新	4.30 } 11.00	51.30	

**和歌山県告示第509号**

平成20年和歌山県告示第508号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第510号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 井関御坊線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字丸畑1173番4地先から日高町大字原谷字大畑1782番8地先まで	旧	3.60 } 21.00	326.40	
有田郡広川町大字上津木字磯石1210番3地先から同町大字上津木字丸畑1232番1地先まで	旧	10.80 } 53.00	122.00	
同上	新	10.80 } 53.00	122.00	

**和歌山県告示第511号**

平成20年和歌山県告示第510号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**訓 令**

**和歌山県訓令第19号**

庁中一般  
各地方機関  
職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成20年4月1日  
和歌山県知事 仁坂吉伸  
職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令  
職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18

号)の一部を次のように改正する。  
第3項第1号の表危機管理局による情報収集体制の項風水害等の欄に次のように加える。  
② 水防配備態勢1号が発令されたとき。  
第3項第1号の表警戒体制1号の項風水害等の欄中「水防配備態勢1号が発令された」を「危機管理監が必要と認めた」に改める。  
第3項第2号の表を次のように改める。

体制の種類	担当課室名(地震・津波)	担当課室名(風水害等)
警戒体制	1号 広報室、危機管理室、総合防災課、消防保安課、公営企業課、農業農村整備課、県土整備総務課、道路保全課、道路建設課、河川課、砂防課、港湾整備課、港湾空港振興課	広報室、危機管理室、総合防災課、消防保安課、農業農村整備課、県土整備総務課、道路保全課、道路建設課、河川課、港湾整備課、港湾空港振興課
	2号 上記(警戒体制1号)各課室を含め福祉保健総務課、資源管理課	上記(警戒体制1号)各課室を含め福祉保健総務課、砂防課
配備体制	1号 上記(警戒体制2号)各課室を含め秘書課、総務学事課、管財課、企画総務課、環境生活総務課、医務課、難病・感染症対策課、商工観光労働総務課、農林水産総務課	上記(警戒体制2号)各課室を含め秘書課、総務学事課、管財課、企画総務課、環境生活総務課、医務課、難病・感染症対策課、商工観光労働総務課、公営企業課、農林水産総務課、水産振興課、資源管理課
	2号 上記(配備体制1号)各課室を含め人事課、財政課、市町村課、情報政策課、食品・生活衛生課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、薬務課、食品流通課、果樹園芸課、農業環境保全室、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、山村整備課、水産振興課、技術調査課、事業進行課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、住宅環境課、公共建築課、出納室、総務事務集中課	上記(配備体制1号)各課室を含め人事課、財政課、市町村課、情報政策課、食品・生活衛生課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、薬務課、食品流通課、果樹園芸課、農業環境保全室、畜産課、経営支援課、林業振興課、森林整備課、山村整備課、技術調査課、事業進行課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、住宅環境課、公共建築課、出納室、総務事務集中課
<p>【災害対策連絡室編成課室名】 (室長:危機管理監、副室長:危機管理局長) 秘書課、広報室、総務学事課、人事課、財政課、管財課、危機管理室、総合防災課、消防保安課、企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課、農業農村整備課、県土整備総務課、河川課、砂防課、港湾整備課、総務事務集中課</p>		

第4項第4号中「農村計画課、農地整備課」を「農業農村整備課」に、「管理整備課、漁港課」を「港湾整備課」に改め、同項第5号中「管理整備課、漁港課」を「港湾整備課」に、  
河川課、農地整備課、農村計画課を「河川課、農業農村整備課」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3

項第1号の表の改正規定は、平成20年6月1日から施行する。  
和歌山県訓令第20号  
庁中一般  
各 かい  
和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成20年4月1日  
和歌山県知事 仁坂吉伸  
和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改める。

別記第3号様式第34条第6項、第42条第3項及び第47条第3項（注6を含む。）中「3.4パーセント」を「3.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に存する様式用の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。